

平成27年度事業計画

【事業方針】

東日本大震災・福島原子力発電所事故に伴う影響は、発生から4年が経過したが、福島県産の農産物は現在でも風評被害が収まっていないのが現状である。

本県においても、燃料価格は下がっているが、配合飼料価格などの輸入資材の高騰が続いており、畜産物価格はやや回復傾向にあるものの、不景気による消費の伸び悩みが続いている。

当協会の実施事業である肉用牛肥育経営安定特別対策事業は、平成25年2月以降の肉専用種の補てん実績は無かったが26年度は一部で補てん対象となり、交雑種及び乳用種では毎月補てんがなされるなど、速やかな補てん金支払いにより畜産農家の経営維持に役立っている。

一方、県内では、平成26年度は口蹄疫や鳥インフルエンザ等、悪性伝染病の発生は無かったが、九州を中心に蔓延していた豚流行性下痢が全国的に広がり、本県でも平成26年5月に3件、27年2月に1件発生した。本年も引き続き日常の基本的な衛生管理等についての対策を確実に実施し、豚流行性下痢を含む悪性伝染病の進入防止を図っていく必要がある。

さて、平成24年12月に続き26年12月の衆議院選挙でも自民党が圧勝し、平成25年1月に安倍政権が発足して以来の円安傾向が続いており、また、TPP(環太平洋経済連携協定)についても大筋合意が近付いているとの情報もあり、牛肉、豚肉の差額関税の先行きが不透明となっているなど、畜産経営継続のための的確な行動を継続実施する必要がある。

このような状況を踏まえ、当協会は、経営安定対策関連事業、衛生対策関連事業を関係機関と連携のもと着実に実施するとともに、経営支援対策として県からの受託事業である高度化促進事業を中心に事業展開を行い、逼迫する畜産経営を支援する一助となるよう総力をあげて取り組むものとする。

【経営支援対策事業】

1.公益目的事業

(1) 畜産経営技術高度化促進事業（県受託）

経営感覚に優れ、より生産性の高い畜産経営体が競争力の高い生産構造を確立していくため、以下の取り組みを実施する。

また、効率かつ安定的な経営及びこれを目指して自らの経営の計画的改善に取り組む担い手の育成・確保を推進する。

区 分	内 容
1. 支援指導研究会	・県内畜産経営体に対する支援指導を効果的かつ効率的に行うための具体的な支援・指導内容、課題等の検討を行う。年2回開催（7月、2月予定） また、地域相談窓口の設置や、非常勤コンサルタントに加え、専門家集団の活用により濃密指導を実施する。
2. 個別経営支援 1) 経営診断改善指導 2) 経営管理指導 3) 生産技術指導 4) フォローアップ指導 5) 資金等経営安定指導	・個々の経営実態に合わせ、経営技術等の確立に向けた総合指導を行う。（10戸） ・個々の農家が自ら記録・記帳による各種分析を行う事ができるよう経営診断処理システムなどの手法を用い支援指導を行う。（10戸） ・生産技術指導を行う。（10戸） ・経営診断改善指導農家を中心とし、フォローアップ指導を実施する。（10戸） ・生産者、JA等の要請に基づき、新たな経営展開に向けた調整・支援、資金計画作成支援等を行い、経営体の高度化を図るための支援を実施する。（10戸）
3. 地域経営支援 1) 優良経営技術発表会 2) 経営セミナー 3) 情報提供等	・県内における畜産経営の先進的又は、新たな取組み事例や時勢にあった経営改善に参考となる講演を実施する。このことにより県内畜産経営者並びに支援者相互の技術向上や意識の高揚を図る。 また、消費者へ参加も促し畜産への理解・醸成を図ることを目的としている。年1回開催（2月予定） ・生産者のニーズに即した各種テーマを設定し、経営者、支援者等を対象に研修・セミナーを開催する。年2回開催（9月、2月予定） ・支援対象者に対し関係団体で発信している畜産情報、畜産会経営情報等を提供する。

(2) 地域畜産支援指導等体制強化事業 (地方競馬全国協会補助)

本協会では実施する経営指導業務等に対して補助を受け、畜産の担い手の体制強化の取り組みを実施する。

(3) リース事業に関する指導等の受託 (畜産近代化リース協会受託)

貸付を受けた生産者に対し、施設等の導入確認並びに管理状況を調査し、適正利用について指導をする。

区 分	対 象
1. 導入確認及び管理状況調査対象戸数	酪農家 10戸
2. 導入確認及び管理状況調査対象施設・機械	バルククーラー 2基
	バキュームカー 1基
	トラクター 9基
	乳頭清拭装置 1基
	飼料攪拌機 2基
	ロールペーラー 1基
	ロータリーレーキ 1基
	発電機 2基
	ローダー 2基
	スプレッダー 1基
	スラリーセパレーター 1基
	コンビラップ 1基
	バキュームシーダー 1基
	ボブキャットローダー 1基
	播種機 1基
	モアコンディショナー 1基
	フロントローダー 1基
	マニアスプレッダー 1基
	ショベルローダー 1基

2. 収益事業

(1) 公庫資金活用推進事業 (中央畜産会受託)

日本政策金融公庫の資金を活用し、経営改善、規模拡大、経営内容の充実を図るなど、資金対応を必要とする者や、借受後に見直しが必要となった者など、個々の経営体の状況に併せた経営診断や分析など県畜産協会をサポートを実施するもの。

経営フォロー、財務相談対応、計画作成支援などメニューにより調査を行う。

(2) 養豚ABL(動産担保融資)担保物件調査 (日本政策金融公庫受託)

日本政策金融公庫が実施する動産担保融資に係る経営に対して、定期的に担保動産の数量と管理状況を現地確認し、その報告を行う。

【衛生対策事業】

1.公益目的事業

(1) 自衛防疫強化総合費 (県補助)

畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、特定疾病の発生を防ぐため、県からワクチン助成を受け18名の協会指定獣医師により予防接種を推進・実施する。

畜種	特定疾病名	予定補助額・補助率
牛	牛流行性感冒、牛伝染性鼻気管炎、アカバネ病	80円/1頭当り
豚	豚丹毒	31円/1頭当り
鶏	ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎	0.129～5.25円/1羽当り

(2) 衛生体制強化基金事業 (中央畜産会助成)

本協会では実施する衛生指導事業に係る予防注射推進対策等を効果的に実施する。

(3) 家畜生産農場清浄化支援対策事業 (農林水産省補助)

清浄化の困難な牛ヨーネ病、豚オーエスキー病の清浄化対策及び疾病発生・流行防止対策を組織的に推進し、家畜の損耗防止に努め、生産性の向上を図る。

区分	内容
1. ヨーネ病防疫の普及啓発	・牛ヨーネ病防疫推進のため、牛飼養農家・県指導関係機関を対象に講習会の開催 ・牛ヨーネ病清浄化のため、ヨーネ病の自主検査を実施した牛に対して、1頭当り1/2の補助を実施
2. オーエスキー病清浄化のための防疫推進	・清浄度確認抗体検査に対し補助
3. 伝染病の発生・流行防止のための防疫促進	・県指導関係機関、指定獣医師、動薬協の担当者により27年度のワクチン接種計画の策定会議開催 ・牛、豚に対して特定ワクチン接種補助
4. 会議	・牛、豚のワクチン接種の推進に関する会議

(4) オーエスキー病清浄化対策事業 (県受託)

オーエスキー病の清浄化及び清浄地域の維持のために、養豚農家診療獣医師が、定期的に各農家における指導及び監視を実施する。

区分	調査及び指導内容
1. 浸潤農家指導	・浸潤農家のワクチン接種・感染豚の淘汰状況等の調査及び指導
2. 清浄地域監視体制強化	・農家の豚の移動・衛生状況・車両消毒等の調査及び指導・監視

(5) 家畜防疫互助基金造成等支援事業 (農畜産業振興機構補助)

本事業は、口蹄疫、豚コレラ等の海外悪性伝染病が発生した場合、発生農場や周辺農場の損失を互助補償し、畜産経営への影響を緩和するとともに経営の再開を支援するための事業で、平成26年度で本事業実施年間(平成24年度～26年度)が終了するため、互助基金の残額については、1/2が平成22年の宮崎県における口蹄疫発生時に国((独)農畜産業振興機構)が立て替えた生互助基金の返還に充てられ、1/2が加入者へ返戻される。

なお、平成27年度以降も事業は継続されるため、新事業実施年間の事業実施に当り、事業趣旨を生産者等へ周知し、事業への加入推進を図るとともに、疾病が発生した場合、交付契約に係る互助金の交付を行う。

(6) 馬飼養衛生管理特別対策事業 (中央畜産会受託)

本事業の事業実施内容等について協議するため、馬飼養関係者を対象に整備委員会を開催し、これを基に、飼養衛生管理に関する知識の普及・啓発を図るための技術講習会を開催するとともに県内における馬獣医療体制の整備に資することを目的に、馬の飼養状況、衛生管理状況等の基礎調査を実施する。

(7) 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業 (農林水産省補助)

死亡牛の円滑な収集、輸送及び処理のための取り組み、BSE検査の円滑な実施を推進し、家畜衛生及び環境の維持を図る。これまで対象月齢は24か月齢以上であったが平成27年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢を48か月齢以上に引き上げを行う。

区 分	内 容
1.死亡牛検査処理安定化対策	・生産者に直接焼却費の補助:10,000円/頭 補助計画上限頭数:100頭 ・JAに輸送費 の補助 家畜保健衛生所焼却場補助計画上限頭数:0頭 定額補助(1/2) 上限3,000円/頭 ストックポイント経由補助計画上限頭数:96頭 定額補助(1/2) 上限3,500円/頭 ・JAに管理促進費補助:500円/頭 補助計画上限頭数:94頭
2.事業推進 協議会1回	・事業実績状況の報告、現状と問題点について

(8) 家畜防疫緊急対策事業 (富士河口湖町補助)

畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、特定疾病の発生を防ぐため、町から農家自己負担額の1/2のワクチン助成を受け協会指定獣医師により予防接種を推進・実施する。

牛:牛流行性感冒、牛伝染性鼻気管炎、アカバネ病他

豚:豚丹毒他

2.収益事業

(1) 馬インフルエンザ等防疫強化特別対策事業 (中央畜産会受託)

馬伝染性貧血について定期的な検査の対象となっていない在来馬等も対象として全頭検査体制を強化し、農用馬等飼養地域及び競走馬生産地等における馬防疫対策を維持強化するため、次の事業に取り組む。

①馬防疫強化地域推進対策事業

在来馬等馬伝染性貧血清浄化地域推進検討会の開催

馬伝染性貧血の清浄化を図るために必要な基礎情報を得るため、馬伝染性貧血の定期的な検査対象となっていない在来馬等について飼養及び衛生状況の実態調査並びに効果的な馬伝染性貧血の検査方法等の検討を行う。

②在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業

在来馬等飼養・衛生状況実態調査

馬伝染性貧血の定期検査の対象となっていない在来馬、愛玩馬及び農用馬等の飼養・衛生状況実態調査を行う。

【経営安定対策事業】

1.公益目的事業

(1) 肉牛価格差補填事業 (協会単独)

関係機関との協力により、肉牛の最終年次価格差補填業務を行い、畜産農家の経営安定に資するとともに、適正な価格補償業務の強化を図る。

また、県内産肉用子牛を肥育し、出荷した者を対象に補填金交付を実施する。

・平成26年度価格差補填契約の計画

区分	計画	
契約頭数	480頭	
積立金単価	積立金(生産者)	1千円
	拠出金(生産者団体)	1千円
積立金造成額	960千円	

(2) 子牛市場活性化推進事業 (協会単独)

県内繁殖牛並びに肉用牛生産振興とその資質向上を側面的に支える観点から、県内産子牛の適正な取引と、北部家畜市場への上場を促進、活力のある市場とし、本県の肉用牛生産の活性化を図ることを目的に、取引成立牛に対し奨励交付及び輸送経費の補助をする。

・奨励金単価及び奨励金交付計画等

品種区分	対象頭数	奨励金単価(円)	金額(千円)
黒毛和種	50	20,000	1,000
交雑種又は乳用種	50	7,000	350
計	100	—	1,350

・輸送経費

品種区分	金額(千円)
黒毛和種、交雑種、乳用種	504

事務委託先 全国農業協同組合連合会山梨県本部

(3) 肉用子牛生産者補給金制度 (農畜産業振興機構補助)

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、農林水産大臣が四半期ごとに告示する指定市場の肉用子牛平均売買価格が基準となる価格を下回った場合、当該期間に契約肉用子牛を販売または保留した交付契約者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛再生産の確保と安定を図る。

・第6業務対象年間:平成27年度～平成31年度

・指定肉用子牛の規格

肉用子牛の種別	体 重
黒毛和種	250キログラム以上320キログラム以下
褐毛和種	260キログラム以上330キログラム以下
無角和種	200キログラム以上270キログラム以下
日本短角	200キログラム以上280キログラム以下
アングス種及びヘレフォード種	260キログラム以上310キログラム以下
ホルスタイン(雌を除く)	250キログラム以上330キログラム以下
ホルスタイン種を母とする交雑種	260キログラム以上320キログラム以下

・保証基準価格及び合理化目標価格

品種区分	保証基準価格(千円)	合理化目標価格(千円)
黒毛和種	332	277
褐毛和種	303	255
その他肉専用種	217	147
乳用種	130	88
交雑種	199	144

・生産者積立金造成に要する負担金

品種区分	生産者積立金 単価(円)	負 担 区 分		
		生産者積立助成金(円)		生産者負担金(円)
		機構 1/2	県 1/4	生産者 1/4
黒毛和種	2,200	1,100	550	550
乳用種	12,700	6,350	3,175	3,175
交雑種	5,000	2,500	1,250	1,250

・平成27年度生産者補給金交付計画

補給金発動なし

・制度の推進・指導

① 補給金制度運営適正化事業

全国統一電算処理システムにより補給金交付業務の的確な実施と効率化を図り、家畜市場取引情報の収集と報告、事務委託先及び契約生産者に対する制度の啓発と調査指導を行う。

② 指定協会運営体制支援事業

補給金制度の円滑な実施体制の確保と、協会運営体制の強化を図るため、農畜産業振興機構から財政支援を受ける。

(4) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（農畜産業振興機構補助）

[事業内容]

四半期ごとに肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、粗収益(全国平均)と生産費(全国平均)との差額の8割を補填金として交付するため、生産者の拠出と国の補助金を財源として基金を造成するとともに、補填金発動時には、この基金から契約生産者に対し、補填金を交付する。

【制度】

[拠出割合] 生産者1:国3

[補填基準] 粗収益と生産費との差額の8割

[基金造成] 契約生産者戸数 46戸

・生産者積立金造成に要する負担金

品種区分	生産者積立金 造成単価(円)	負担区分	
		契約生産者積立金 (円)	機構補助金(円) (契約生産者積立金×3倍)
肉専用種	72,000	18,000	54,000
交雑種	120,000	30,000	90,000
乳用種	80,000	20,000	60,000

[補填見込み]

品種区分	対象戸数 (延べ戸数)	対象頭数(頭)	補填単価 (千円)	補填金額(千円)
肉専用種	60	200	10	2,000
交雑種	150	1,650	60	99,000
乳用種	20	200	60	12,000
計	230	2,050	—	113,000

[推進事業]

区分	内 容
1. 推進会議	・事務委託先及び生産者へ事業の周知
2. 調査及び指導	・事業推進のための確認及び書類作成の支援
3. 普及・啓発活動	・必要に応じ関係者に対し、事業趣旨の伝達を行う
4. 肥育牛補填金の円滑な業務	・生産者から提出された書類の確認・整備及び補てん交付に係る 手続業務

(5) 肉用牛繁殖経営支援事業 (農畜産業振興機構補助)

[事業内容]

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に、差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

事業は、肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、下回った額の3/4を交付する。

① 対象品種：黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

② 発動基準

品種区分	発動基準(千円)
黒 毛 和 種	420
褐 毛 和 種	380
その他の肉専用種	280

③ 交付金単価：発動基準と平均売買価格(ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格)の差額の3/4

④ 対象子牛：肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

[推進内容]

肉用牛繁殖経営支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底、参加者等に対する指導及び必要な支援を実施するとともに、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図れるよう努める。

【他団体事務局業務受託】

1.収益事業

- (1) 山梨県養豚協会
- (2) 山梨県畜産技術連盟
- (3) 山梨県馬事畜産振興協議会